

議案第 5 5 号

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、特別職の職員で非常勤のものの報酬を改定することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年大口村条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表廃棄物減量等推進協議会委員の項から青少年問題協議会委員の項までの規定中「５，９００円」を「６，２００円」に改め、同表識見を有する者の中から選任された監査委員の項中「５６，０００円」を「６０，０００円」に改め、同表議会の議員の中から選任された監査委員の項中「２８，０００円」を「３０，０００円」に改め、同表農業委員会会長の項中「１６，０００円」を「１６，８００円」に改め、同表農業委員会委員の項及び農地利用最適化推進委員の項中「１４，０００円」を「１４，７００円」に改め、同表いじめ問題対策連絡協議会委員の項中「５，９００円」を「６，２００円」に改め、同表いじめ問題対策委員会委員の項中「２０，０００円」を「２２，０００円」に、同表いじめ問題調査委員会委員の項中「２０，０００円」を「２２，０００円」に、「５，９００円」を「６，２００円」に改め、同表行政経営審議会委員の項から子ども・子育て会議委員の項までの規定中「５，９００円」を「６，２００円」に改め、同表介護認定審査会委員の項中「２０，０００円」を「２２，０００円」に、「５，９００円」を「６，２００円」に改め、同表高齢者サービス調整会議委員の項及び障がい福祉調整会議委員の項中「５，９００円」を「６，２００円」に改め、同表障がい者自立支援審査会委員の項中「２０，０００円」を「２２，０００円」に、「５，９００円」を「６，２００円」に改め、同表国民健康保険運営協議会委員の項から学校給食センター運営委員会委員の項までの規定中「５，９００円」を「６，２００円」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
廃棄物減量等推進協議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	副町長旅費 相当額	廃棄物減量等推進協議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	副町長旅費 相当額
社会教育委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	社会教育委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
文化財保護審議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	文化財保護審議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
公民館運営審議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	公民館運営審議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
図書館協議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	図書館協議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
青少年問題協議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	青少年問題協議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
略	略	略	略	略	略
識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 <u>60, 0</u> 00円	〃	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 <u>56, 0</u> 00円	〃
議会の議員の中から選任された監査委員	月額 <u>30, 0</u> 00円	〃	議会の議員の中から選任された監査委員	月額 <u>28, 0</u> 00円	〃
略	略	略	略	略	略
農業委員会会長	月額 <u>16, 80</u> 0円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	〃	農業委員会会長	月額 <u>16, 00</u> 0円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	〃
農業委員会委員	月額 <u>14, 70</u> 0円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	〃	農業委員会委員	月額 <u>14, 00</u> 0円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	〃
農地利用最適化推進委員	月額 <u>14, 70</u> 0円及び年額として活動実績に	〃	農地利用最適化推進委員	月額 <u>14, 00</u> 0円及び年額として活動実績に	〃

新			旧		
	応じて町長が別に定める額			応じて町長が別に定める額	
略	略	略	略	略	略
いじめ問題対策連絡協議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	いじめ問題対策連絡協議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
いじめ問題対策委員会委員	調査業務 日額 <u>22, 0</u> 00円	〃	いじめ問題対策委員会委員	調査業務 日額 <u>20, 0</u> 00円	〃
	会議 1回 <u>6, 20</u> 0円			会議 1回 <u>5, 90</u> 0円	
いじめ問題調査委員会委員	調査業務 日額 <u>22, 0</u> 00円	〃	いじめ問題調査委員会委員	調査業務 日額 <u>20, 0</u> 00円	〃
	会議 1回 <u>6, 20</u> 0円			会議 1回 <u>5, 90</u> 0円	
行政経営審議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	行政経営審議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
地域交通推進会議委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	地域交通推進会議委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
行政不服審査会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	行政不服審査会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
固定資産評価審査委員会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	固定資産評価審査委員会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
公の施設指定管理者審議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	公の施設指定管理者審議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
防災会議委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	防災会議委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
国民保護協議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	国民保護協議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
情報公開・個人情報保護審査会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	情報公開・個人情報保護審査会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
固定資産評価員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	固定資産評価員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
民生委員推薦会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	民生委員推薦会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃

新			旧		
保育所運営委員会 委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	保育所運営委員会 委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
子ども・子育て会 議委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	子ども・子育て会 議委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
介護認定審査会委 員	審査判定業務 1回 <u>22, 0</u> 00円	〃	介護認定審査会委 員	審査判定業務 1回 <u>20, 0</u> 00円	〃
	その他 1回 <u>6, 20</u> 0円	〃		その他 1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
高齢者サービス調 整会議委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	高齢者サービス調 整会議委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
障がい福祉調整会 議委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	障がい福祉調整会 議委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
障がい者自立支援 審査会委員	審査判定業務 1回 <u>22, 0</u> 00円	〃	障がい者自立支援 審査会委員	審査判定業務 1回 <u>20, 0</u> 00円	〃
	その他 1回 <u>6, 20</u> 0円	〃		その他 1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
国民健康保険運営 協議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	国民健康保険運営 協議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
まちづくり活動促 進委員会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	まちづくり活動促 進委員会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
都市計画審議会委 員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	都市計画審議会委 員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
空家等対策協議会 委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	空家等対策協議会 委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
小規模・中小企業 振興会議委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	小規模・中小企業 振興会議委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
下水道事業経営審 議会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	下水道事業経営審 議会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
学校給食センター 運営委員会委員	1回 <u>6, 20</u> 0円	〃	学校給食センター 運営委員会委員	1回 <u>5, 90</u> 0円	〃
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

令和6年11月8日開催の行政経営審議会の答申により、非常勤特別職の報酬を改定するものです。

2 改正の概要

	報酬		改定率 (%)
	現 行	改定案	
非常勤特別職（1回）	1回 5,900円	1回 6,200円	5.08
識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 56,000円	月額 60,000円	7.14
議会の議員の中から選任された監査委員	月額 28,000円	月額 30,000円	7.14
農業委員会会長	月額16,000円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	月額16,800円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	5.0
農業委員会委員	月額14,000円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	月額14,700円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	5.0
農地利用最適化推進委員	月額14,000円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	月額14,700円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額	5.0
介護認定審査会委員	審査判定業務 1回 20,000円	審査判定業務 1回 22,000円	10.0
障がい者自立支援審査会委員	審査判定業務 1回 20,000円	審査判定業務 1回 22,000円	10.0
いじめ問題対策委員会委員	調査業務 日額 20,000円	調査業務 日額 22,000円	10.0
いじめ問題調査委員会委員	調査業務 日額 20,000円	調査業務 日額 22,000円	10.0

(1) 1回あたり報酬5,900円の非常勤特別職

現行の報酬額に平成27年以降の行政職給料表（一）の平均改定率の合計を乗じた額とします。

【計算方法】

$$5,900 \text{ 円} \times 1.055 = 6,224 \text{ 円}$$

(2) 監査委員

近隣の市町の状況を鑑みて、引き上げます。

(3) 農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員

現行の報酬額に平成27年以降の行政職給料表（一）の平均改定率の合計を乗じた額とします。

(4) 介護認定審査会委員

令和6年度介護報酬改定における介護職員処遇改善加算が、いずれの区分も概ね10%アップしたことを参照して、10%引き上げます。

(5) 障がい者自立支援審査会委員

「介護認定審査会委員」と性質が同一のため、同様に引き上げます。

(6) いじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ問題対策委員会委員

弁護士、社会福祉士、医師、警察OBに、専門性の高い知識等を活かした調査業務に従事してもらうため、「介護認定審査会委員」「障がい者自立支援審査会委員」の認定業務と同額とします。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。